

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	福祉医療費助成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は福祉医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松江市長

## 公表日

令和6年10月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費助成事務
②事務の概要	<p>松江市福祉医療費助成条例に基づき、重度の障がい者やひとり親家庭の健康の保持と生活の安定を図り、もって対象者の福祉の増進に資することを目的に、対象者の医療費の一部を助成する。 松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の別表第1第5項の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。</p> <p>①受給資格者からの申請の受理、確認及び審査等に関する事務 ②受給資格の変更に関する届出の受理・確認及び審査等に関する事務 ③受給者の医療費の助成に関する事務 ④Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</li> <li>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</li> </ul>
③システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、福祉医療費助成システム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項</li> <li>・松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1 5の項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[    実施する    ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (情報提供の根拠) 提供は行わない (情報照会の根拠) 第4条第2項 別表第2 5の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松江市こども子育て部子育て給付課、健康福祉部障がい者福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市 総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[            ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・複数人での確認や上司による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[            ] 自己点検	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査
		[            ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[            ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	松江市情報セキュリティポリシー基本方針及び対策基準に則り、漏洩、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は暗号化、パスワードによる保護等を行うよう指導している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩、滅失、毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-①部署	松江市健康福祉部保健福祉課	松江市子育て部子育て支援課	事後	
令和1年6月25日	I-5-②所属長の役職名	保健福祉課長 湯町 信夫	子育て支援課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年10月2日	I-8 連絡先	松江市 政策部情報政策課	松江市 政策部情報統計課	事後	
令和2年10月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月25日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月25日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和4年2月16日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和4年2月16日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年4月3日	I-3 法令上の根拠	・松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第2項 ・松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1 5の項	事後	国の根拠法令の追加 市の根拠条例の条項等修正
令和5年4月3日	I-4-②法令上の根拠	松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5項	・松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (情報提供の根拠) 提供は行わない (情報照会の根拠) 第4条第2項 別表第2 5の項	事後	市の根拠条例の条項等修正
令和5年4月3日	I-5-①部署	松江市子育て部子育て支援課	松江市こども子育て部子育て給付課、健康福祉部障がい者福祉課	事後	
令和5年4月3日	I-5-②所属長	子育て支援課長	課長	事後	
令和5年4月3日	I-8 連絡先	松江市 政策部情報統計課 〒690-0876 鳥根県松江市末次町86番地	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 鳥根県松江市末次町86番地	事後	
令和6年10月31日	I-1-②事務の概要	松江市福祉医療費助成条例に基づき、重度の障がい者やひとり親家庭の健康の保持と生活の安定を図り、もって対象者の福祉の増進に資することを目的に、対象者の医療費の一部を助成する。 松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の別表第1第5項の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。 ①受給資格者からの申請の受理、確認及び審査等に関する事務 ②受給資格の変更に関する届出の受理・確認及び審査等に関する事務 ③受給者の医療費の助成に関する事務	松江市福祉医療費助成条例に基づき、重度の障がい者やひとり親家庭の健康の保持と生活の安定を図り、もって対象者の福祉の増進に資することを目的に、対象者の医療費の一部を助成する。 松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の別表第1第5項の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。 ①受給資格者からの申請の受理、確認及び審査等に関する事務 ②受給資格の変更に関する届出の受理・確認及び審査等に関する事務 ③受給者の医療費の助成に関する事務 ④Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成に関する事務 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナンバーを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年10月31日	I-1-③システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、福祉医療費助成システム、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年10月31日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年10月31日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年10月31日	IV-8人手を介在させる作業	—	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和6年10月31日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加